

# 2012 年度社団法人神奈川県社会福祉士会事業計画

## はじめに

### <動向について>

現在、喫緊の課題として、東日本大震災復興対策や福島第一原子力発電所による放射能被害対策はもとより、生活の安全保障や持続可能な社会保障改革等々が掲げられている。首相は「大震災からの復興を契機として、『希望と誇りある日本』を取り戻したい」と今年の年頭所感で述べている。また神奈川県においては、知事が「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向け「かながわグランドデザイン（仮称）」の策定を急いでいる。震災を乗り越えて、日本と神奈川が活力ある福祉社会になることを目的に掲げている。本会もその責任の一端を担うよう力を注いでいきたい。

本会は昨年度から、神奈川県より生活困窮者支援事業を受託し、厚木市内においてシェルター「@HOUSEやどりぎ」の運営を開始した。また、高齢又は障害により自立困難な矯正施設出所者等の、地域生活の定着を支援する地域生活支援センター事業の運営と併せ、受託事業は2件となった。

2012年度は、公益社団法人への移行を更に具体的に進めていく段階に入り、新定款の作成や規定類の整備等々の諸手続きを進めていくことを予定している。

本会は、新しい公益法人組織への転換と、継続してきた事業の点検、県民のニーズに丁寧に応えるための、行政等との連携である。医療、保育、教育、労働、地域等々多岐にわたる場面でソーシャルワークを担っていく役割を展開していきたい。

### <本会の動き>

#### <2011年度重点事業の成果等>

重点事業に掲げられた4事業については年間を通して様々な検討・取組みを行ったが、いずれの事業も今後とも継続して取り組んでいく必要がある。

- 1 新公益法人への移行準備体制の強化
- 2 生涯研修センターの設置に向けての取組み
- 3 地域生活定着支援センターの体制の充実
- 4 人権侵害（虐待）に対する取組み

#### <今後の活動の方向>

今年本会は創立20周年の節目を迎える。そして公益社団法人への移行に合わせ、将来ビジョン検討会答申を具体化していくことが求められる。事業の見直しを含め、組織としてのあるべき姿を様々な角度から模索し検討を進め、実施していきたい。

### <本年度重点事業>

#### 1 公益社団法人への移行

新公益法人への移行期限（2013年11月末）を見据え、本会移行2013年4月1日を目標に、現行の事業や研修等を公益目的事業に適合するように見直す。組織改編や規定類の見直しを行い、速やかな公益法人設立への準備を進める。

#### 2 生涯研修制度の充実

日本社会福祉士会生涯研修制度の変更に伴い、本会生涯研修センターとしての機能の充実を図る。「認定社会福祉士」制度の周知・普及と、会員の研修内容の充実と受講を支援する。

#### 3 虐待対応・自死問題を含めた権利擁護への取組みの増強

2011年度の虐待対応研修、自殺防止への研修会をさらに充実させ、成年後見のみならず人々の権利擁護を包括的に支援するための取組みを増やしていく。

#### 4 東日本大震災復興支援の継続と危機管理体制の構築

被災地支援は日本社会福祉士会の支援活動に従前通り協力を継続する。県内避難者への支援活動は県と協力して、神奈川県方式の「見守り隊」をさらに充実させ、避難者への支援を継続する。

また、本会における危機管理体制について、規則、マニュアルを整備し、災害等に迅速に対応できる組織づくりを行う。

### <事業計画>

## 1 成年後見・権利擁護事業の実施

＜方針＞ばあとなあ神奈川の運営体制の更なる強化を図るために5部門の部会体制の導入を行います。また、受任者の質の高い後見活動維持確保のために、研修体系の見直し、相談体制の充実に努めると共に、成年後見制度の更なる向上のための県民へのニーズに応えるべく、成年後見活用講座・申立相談支援の実施をしていきます。

＜重点事項＞

- (1) ばあとなあ神奈川の運営体制の強化
- (2) 受任者への総合的支援の整備
- (3) 質の高い後見活動の維持
- (4) 県民の後見ニーズへの対応

＜実施事項＞

- (1) ばあとなあ神奈川運営委員会に部会制を導入
- (2) 研修体系の見直し、相談体制の充実  
後見人等の交代システムの確立
- (3) 倫理研修の実施  
インシデントレポートの活用
- (4) 成年後見活用講座の実施、申立相談支援の実施

## 2 福祉サービス第三者評価事業の推進

＜方針＞社会福祉士としての専門性を活かし、県内全域で第三者評価事業を展開し、新たに義務化される社会的養護施設についても、その普及、推進に努めます。

- (1) 福祉サービス第三者評価事業運営委員会を定期的に開催し、事業の進捗状況の確認と、市町村及び受審希望事業所への迅速な対応に努める。
- (2) 前年に引き続き、神奈川県社会福祉協議会が開発した独自の評価項目・手法を用いて、第三者評価事業を実施する。また、障害・高齢＜グレード2＞の普及にも努める。

○具体的には、以下の評価項目・手法を使用し、第三者評価事業を実施

- 1 神奈川県社会福祉協議会方式 保育
- 2 神奈川県社会福祉士会方式 障害・高齢＜グレード1＞  
—第三者評価項目策定ガイドライン準拠版—
- 3 神奈川県社会福祉協議会方式 障害・高齢＜グレード2＞
- 4 神奈川県グループホーム・ケアホーム等評価方式
- 5 社会的養護施設評価方式〔仮〕

- (3) 今年度の目標として、10～12事業所程度の第三者評価の受審を目指す。
- (4) 評価の決定にあたっては、外部委員を中心とした評価決定委員会を、年2回開催し、精度の高い評価結果の公表と、透明性の確保に努める。
- (5) 評価調査員の質の向上を図るため、継続研修、フォローアップ研修を、定期的実施する。
- (6) 新たな試みとして、児童福祉関係のための特別研修会〔仮称〕を実施する。

## 3 地域包括支援センターについての各種事業の推進

＜方針＞地域包括支援センターにおいて、従事する社会福祉士等がその職務を達成するために必要な研修、意見交換会等を実施するとともに、ネットワーク構築支援など関係機関との連携も図ることができるよう支援していきます。

- (1) 地域包括支援センター推進委員会を開催し、本事業の推進に努める。
- (2) 地域包括支援センターや各市町村に対して広報等による情報提供、研修会・意見交換会等を開催する。（他委員会との共催含む）
- (3) 日本社会福祉士会の開発している自己評価ツール活用や、虐待対応・ネットワーク構築の実践力強化などセンターに所属する社会福祉士の資質向上を支援する。
- (4) 地域包括支援センター運営協議会に社会福祉士が参画し、各市区町村へ働きかけを行う一方で運営協議会委員相互の情報交換を行う場を設ける。
- (5) 研修会・意見交換会等により把握されたセンターにおける社会福祉士の現状や課題について分析

等を行い、改善に向けて職能団体としての働きかけを行う。

- (6) 高齢者虐待への対応について研修会を実施し、実践力向上の支援をする。また高齢者虐待対応専門部会の設置を検討する。

#### 4 社会福祉士研修会の開催

＜方針＞体系的な研修が行えるように、新生涯研修制度に沿った体制を整備します。あらゆる分野で活動する社会福祉士が共通に必要な力量を身につけるための研修を企画します。

- (1) 日本社会福祉士会新生涯研修制度の導入に伴い、新たな体制で基礎研修を実施する。
- (2) 神奈川県社会福祉士会生涯研修センターの体制を整備し、県士会における研修全般の調整や、研修履歴の管理システムの検討等を行う。
- (3) あらゆる分野で活動する社会福祉士が専門職として身につけるべき力量を担保できるよう、基礎研修や共通研修、社会福祉士共通基盤研修として研修会を企画し、開催する。
- (4) 多分野で活動する社会福祉士が、互いの実践報告を通して研鑽を深めることを目的に、実践発表大会を企画し、開催する。
- (5) 上記の内容を実施するにあたり、研修委員会（年5回）、共通基盤研修実行委員会（年4回）、実践発表大会実行委員会（年2回）、研修企画調整会議（年1回）、生涯研修センター会議（年3回）を開催する。

#### 5 介護支援専門員試験及びケアマネジメント推進事業

＜方針＞介護保険従事者等の資質向上のため、研修会を開催し、地域に関する情報の活用や関係機関との連携などを学ぶ機会を提供するとともに、ケアマネジメントを理解し、適切な利用者支援につながるよう事業を実施します。

- (1) 高齢者ケアマネジメント研修会の開催（1回）
- (2) 障害者ケアマネジメント研修会の開催（1回）
- (3) 介護支援専門員受講試験対策「模擬試験問題」の作成及び各都道府県支部等への頒布
- (4) 介護支援専門員受講試験対策「模擬試験」の開催（県内1回）
- (5) 介護支援専門員受験試験対策「受験講座」の開催（横浜・県域各1回）
- (6) 介護支援専門員受験試験対策「直前講座」の開催（県内1回）
- (7) 他の委員会と連携・協働による研修会の開催
- (8) その他介護保険従事者等の資質向上に必要な実践的な研修会の開催

#### 6 社会福祉士国家試験資格取得の支援

＜方針＞今後の社会福祉援助活動の中心となる社会福祉士の養成を目指し、引き続き国家資格取得支援の推進を図ります。また、全体的に減少傾向が見られる受験対策講座の申込者の現状について、関係者と更なる情報共有をはかっています。

- (1) 社会福祉士国家試験受験対策講座を実施する。
- (2) 社会福祉士国家試験模擬試験を実施する。
- (3) 大学の国家試験受験対策講座へ講師を派遣する。（関東学院大学・東洋英和女学院大学・日本女子大学・明治学院大学）
- (4) 社会福祉士国家試験の直前対策講座を実施する。
- (5) 教授方法や意見交換のため、講師会を開催する。
- (6) 県社会福祉協議会主催、福祉施設就職説明会（人材フェア）に参加協力する。
- (7) 資格取得支援委員会を開催する。

#### 7 社会福祉士実習推進事業

＜方針＞より質の高い実習を提供するために、厚生労働省委託事業は終了しますが、引き続き社会福祉士実習指導者講習会を本会において開催します。さらに修了者へのフォローアップのための研修及び実践事例報告会を、関係施設や機関、養成校と連携して行います。また社会福祉士の実習について広く啓発し、県内の実習受け入れ施設、養成校、行政で構成する社会福祉士実習推進委員会において実習推進や指導者養成の課題などについて検討、連携しながら推進していきます。

- (1) 実習指導者講習会を年1回2日間実施する。
- (2) 講習会修了者のフォローアップ研修については、年度前半で施設や機関の実習指導者によるワークショップを2回行い実習プログラムについて検討し、年度後半に実践した結果の報告会を実施する。
- (3) 社会福祉士実習推進委員会を年2回開催する。

## 8 組織率の向上と支部活動の振興

＜方針＞入会の機会を工夫し、入会の促進を図ります。お互いの活動を理解する機会として、実践発表大会の企画・運営を支援します。

- (1) 会員増強のためウェルカムチケットキャンペーンを実施。入会初年度の研修受講費補助を行う。
- (2) 「実践発表大会ぷらす」を開催し、初任者が会を知るための機会を設ける。
- (3) 初任者の交流の場を企画し、初任者同士の交流を深める。
- (4) 支部の活動を支援するための情報交換を行う。
- (5) 社会福祉士を目指す人たちに会の活動を知ってもらう機会の提供について検討する。

## 9 ホームレス自立支援の推進等相談事業

＜方針＞さまざまな生活課題をかかえながら潜在化しているニーズに対して、アウトリーチ的ソーシャルワーク活動を実践し、権利擁護の推進に取り組みます。

- (1) 相談活動 県民相談会の開催
  - ①7月16日(海の日)のソーシャルワーカーデーに、福祉に関する相談事業を企画実施する。
- (2) 生活困窮者に対する自立支援
  - ①神奈川県より委託の「ホームレス等及び生活困窮者支援事業・シェルター@HOUSE やどりぎ」の運営を市町村との連携により実施する。
  - ②厚木市より委託の「ホームレス巡回相談事業」の実施、及びそのための相談員育成研修を行う。
- (3) 自殺防止のための活動
  - ①県・市町村との協働により、一般県民を対象にゲートキーパー養成研修等を開催する。
  - ②自殺対策に取り組む団体と協働し、県民対象に、心理・法律・福祉の包括的相談会を開催する。
- (4) 独立型社会福祉士の組織化と活動支援
  - ①独立型社会福祉士の連絡会を開催し、組織化を図る。
  - ②地域を基盤としたソーシャルワークの実践力強化のため、研修等必要な支援を行う。
- (5) 権利擁護のための啓発活動
  - ①相談内容から顕在化したニーズの充足と権利擁護のために、セミナー等を開催し、社会へ積極的に発信する。

## 10 広報活動の推進

＜方針＞会員に対し、県域の情報や神奈川県社会福祉士会の事業の情報提供などを目的とし、広報「社会福祉士かながわ」を年6回発行し、会員の事業参加の促進や、組織強化を目指します。担当理事と広報委員及び支部広報担当者の協力による委員会体制の基盤を強化しながら、広報誌及びホームページの充実を図り、情報提供の活用を促進します。

- (1) 広報誌「社会福祉士かながわ」を年6回発行する。
- (2) ホームページ内容の更なる充実を図り、会員及び県民への情報発信の場を広げる。

## 11 神奈川県地域生活定着支援センターの事業推進

＜方針＞刑務所や少年院など矯正施設には福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者も入所しています。矯正施設から退所したのち、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、地域の中で自立した日常生活、社会生活を営めるようにすることを目的として、業務を行います。

- (1) コーディネート業務：保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設退所予定者が必要とする福祉サービスの内容の確認を行い、受入れ先施設等のあっせんや福祉サービス等に係る申請支援を行

う。

- (2) フォローアップ業務：コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設から退所したのち、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。
- (3) 相談支援業務：矯正施設から退所した人の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。
- (4) その他の業務：センターの業務を円滑かつ効果的に実施するため、センターの運営及び個々の利用者の事例に対応して関係機関等からなる会議の開催や保護観察所又は県が主催する会議へ参加をする。
- (5) 啓発活動：支援に関わる関係者を対象とする研修の開催、保護司、民生委員・児童委員等との連携活動、地域住民への啓発活動、情報発信など対象者が地域に定着する支援業務を行う。

## 1 2 定着支援センターネットワーク委員会の開催

＜方針＞神奈川県よりの委託事業である神奈川県地域生活定着支援センターの事業を円滑に推進することを目的に、以下の活動を行います。

- (1) 矯正施設を退所する対象者が、地域において安定した生活環境を得られるよう法律、精神保健、就労、生活援護等の観点から助言を行う。
- (2) 矯正施設を退所する対象者が、地域において安定した生活環境を得られるようセンターと協力し、社会資源について助言を行う。
- (3) 研修小委員会をおき、矯正施設を退所する対象者の地域生活定着の促進、また支援に関わる者のスキルの向上等に寄与する研修を主催する。

## 1 3 公益社団法人移行への準備

＜方針＞2013年4月1日移行を目標に準備をすすめます。

- (1) 公益社団法人定款案の作成を行う
- (2) 組織内の事業分類の整備と改変
- (3) 新定款案に基づく規則の整備

## 1 4 組織の運営整備

＜方針＞本会設立20周年を迎え、また公益社団法人移行を2013年4月1日に見据えて、組織変革を行ない、事業・規則の整備を行います。

- (1) 総会を年2回、理事会を年間(8~9回)、正副会長会議は原則毎月開催する。
- (2) 支部役員連絡会議を年間2回、開催し、支部活動の活性化を図る。
- (3) 非会員の社会福祉士の把握と加入促進を図る。
- (4) ぱあとなあ神奈川の組織を充実し、登録者、受任件数の増加対応体制をさらに強化する。
- (5) 公益準備委員会において組織・規則の整備を行う。

## 1 5 関係団体との連携

＜方針＞県内外のソーシャルワーク関連団体との連携を進めます。

- (1) 社団法人日本社会福祉士会及び各都道府県社会福祉士会等と連携する。
- (2) 地域包括支援センター運営協議会や障害程度区分認定審査会への委員推薦などを通し、県下各市町村との連携を密にする。
- (3) 横浜家庭裁判所、横浜弁護士会、リーガルサポート神奈川県支部、横浜生活あんしんセンターなどとの連携を進めるとともに、成年後見法学会など学会、研究教育機関との協力も進める。
- (4) 県や市町村行政の受託事業を通じた連携、県・市町村社協、県介護福祉士会、県精神保健福祉士協会、(特非)県介護支援専門員協会等との連携の他、県医療社会事業協会、県内社会福祉士養成校協会等とも連携する。